

第五十三号

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年徳島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表宿泊室の項を次のように改める。

宿泊室	少年及びこれに準ずる者	一人一日	四四〇円
	その他の者	一人一日	六四〇円

別表の備考第一項中「すべて」を「全て」に改め、同備考に次の一項を加える。

- 5 第二号の表において「これに準ずる者」とは、学齢に達しない者及び高等学校の生徒、大学の学生その他の生徒又は学生をいう。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

施設の改修により利用者の利便性が向上することに伴い、設置の目的が類似する他県の施設との均衡を勘案し、利用料金の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。